

大阪市働く世代の健康づくり支援事業業務委託公募型プロポーザル質問

No	質問	回答
1	<p>【1】 業務内容・裁量に関する質問 本業務仕様書に明示されていない取組（例：受託者が保有する既存ツール・システムの活用、運営効率化のための独自手法等）について、本事業の目的達成に資するものであれば、受託者提案として実施することは可能でしょうか。</p>	<p>受注者が保有するツール・システムの活用等については、本事業の目的達成に資するものであれば、提案いただくことは可能ですが、本市事業として実施いただきます。 なお、実際に活用するか否かについては、契約後に協議のうえ決定します。</p>
2	<p>【1】 業務内容・裁量に関する質問 中小企業への個別支援内容について、事業実施後の検証結果等を踏まえ、年度途中で支援手法や内容の見直し・改善を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書「6 業務内容等」を遂行するにあたって、年度途中に支援手法の見直し・改善を行うことは可能です。ただし、本市との協議のうえ見直し・改善を行うこととなります。</p>
3	<p>【2】 成果物・二次利用に関する質問 本事業を通じて作成した支援プログラム、運営マニュアル、FAQ、効果検証手法等について、受託者が自社事業において二次利用することは可能でしょうか。 （※個人情報を含まない範囲を想定）</p>	<p>仕様書「11 事業実施にあたっての留意点」（11）エに記載のとおりです。</p>
4	<p>【2】 成果物・二次利用に関する質問 ポータルサイト、広報物、報告書等において、受託者名または受託実績としての記載・言及は可能でしょうか。 可能な場合、その範囲についてご教示ください。</p>	<p>本事業に関するポータルサイト、広報物、報告書等については、本事業事務局と併記する形で記載いただくことは可能です。受託実績としての記載は、契約後に本市と協議のうえ決定します。</p>

5	<p>【3】 業務量・費用に関する質問</p> <p>想定を上回る申込数や問い合わせ件数が発生した場合等、業務量が大幅に増加したケースにおいて、業務内容・体制・経費について協議・見直しを行うことは可能でしょうか。</p>	<p>想定を上回る申込数や問い合わせ件数が発生した場合等、業務量が大幅に増加した際は、受注者の責のもと速やかに体制を整えてください。</p> <p>業務内容については、上記理由での変更は想定していません。</p> <p>なお、経費については契約の範囲内で行っていただきます。</p>
6	<p>【3】 業務量・費用に関する質問</p> <p>各年度に設定されている支援企業数等の目標について、仮に実績が目標値を下回った場合、委託料の減額や評価への影響等はどのように考えられていますでしょうか。</p>	<p>各年度に設定されている支援企業数等の目標について、実績が目標値を下回することは想定しておりません。</p>
7	<p>【4】 再委託に関する質問</p> <p>Webサイト制作、Web広告運用、事務局業務等について、専門事業者への再委託はどの範囲まで可能でしょうか。</p>	<p>再委託については、募集要項「3 契約に関する事項（5）再委託について」アに抵触しなければ、再委託可能です。企画提案書にて体制をお示しください。</p>
8	<p>【4】 再委託に関する質問</p> <p>再委託を行う場合の、事前承認の手続き方法および想定される所要期間についてご教示ください。</p>	<p>再委託承諾申請書及び再委託先の宣誓書を提出のうえ、本市の再委託承諾を受けていただきます。所要期間は一週間程度です。</p>
9	<p>【5】 個人情報・責任分担に関する質問</p> <p>本事業において想定される、個人情報・健康情報の具体的な取扱範囲（データ項目、保存期間、利用目的）について、大阪市としての想定がございましたらご教示ください。</p>	<p>個人情報・健康情報の具体的な取扱については、業務委託契約書第6条～第10条を遵守いただきます。</p> <p>なお、保存期間については、契約期間内を想定しています。</p>
10	<p>【5】 個人情報・責任分担に関する質問</p> <p>個人情報・健康情報に関するインシデントが発生した場合の、大阪市と受託者の責任分担の考え方についてご教示ください。</p>	<p>業務委託契約書第33条及び第34条、第34条の2の記載のとおりです。</p>

11	<p>【6】 契約期間・契約継続に関する質問</p> <p>契約期間中に事業内容の見直しや縮小が生じた場合、既に発生した人件費・制作費等の取扱いはどのようになりますでしょうか。</p>	<p>契約期間中の事業内容の縮小については、天災等以外の場合には想定していません。天災等による事業内容の見直しや縮小については、業務委託契約書第34条の2の取扱いとなります。</p>
12	<p>【6】 契約期間・契約継続に関する質問</p> <p>3年間の契約期間中において、年度ごとの評価結果により、契約条件や業務内容が変更される可能性はありますでしょうか。</p>	<p>年度ごとの評価結果による、契約条件や業務内容の変更は想定していません。</p>
13	<p>【7】 評価方針に関する質問</p> <p>本公募において、大阪市が特に重視されている評価ポイント（例：支援企業数、満足度、提案内容の独自性、運営体制の安定性等）についてご教示ください。</p>	<p>募集要項「7 選定に関する事項」（2）選定基準の配点のとおりです。</p>
14	<p>【7】 評価方針に関する質問</p> <p>本事業において、大阪市が受託者に期待されている役割・スタンス（例：仕様に基づく運営主体、事業を共に構築するパートナー等）についてお聞かせください。</p>	<p>仕様書「2 事業目的」を十分に理解し、目的に資する形で事業を着実に推進できる事業者の応募を期待しています。</p>
15	<p>仕様書にある『中小企業への支援』について、業務完了（検収）の要件をご教示ください。具体的には、対象企業が認定申請書を提出した時点をもって完了とするのか、あるいは認定の成否にかかわらず、受託者が規定の支援プログラム（アセスメント、セミナー等）の提供を完了した時点をもって業務完了とするのか、どちらでしょうか。</p>	<p>業務完了は、受注者が仕様書に定める支援内容を対象企業に実施完了した時点を想定しています。ただし、業務完了後も、支援対象企業の「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」への申請予定や申請状況、認定状況については把握いただき、仕様書「8 案件管理（4）事業評価」のとおり報告いただきます。</p> <p>なお、業務完了は「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」の認定申請を必須とするものではありません。</p>

16	<p>仕様書に「アセスメント、プログラム作成、健康講座」が費用に含まれるとありますが、これら一連のプロセスを提供し終えた時点をもって、当該企業への「個別支援完了（履行確認の対象）」と見なしてよいでしょうか。また、「個別支援終了後においても、本事業の契約期間中は対象企業の支援に努めること」とありますが、これは無償での継続的なコンサルティングを義務付けるものですか？ それとも、メールマガジンの送付など、軽微な情報提供で足りるものでしょうか。</p>	<p>個別支援の完了についてはQ15のとおりです。個別支援終了後の対象企業の支援については、健康経営継続にあたっての問合せ対応等を想定しており、コンサルティングを義務づけるものではありませんが、より良い支援方法があれば、ご提案ください。</p>
17	<p>内容: 契約書案第37条および特約条項に基づく「部分払い」について、月ごとの請求は可能と認識してよいでしょうか。また、その際の出来高の基準は「支援完了社数」ベースでしょうか、あるいは「発生経費（人件費等）」ベースでしょうか。</p>	<p>月ごとの請求は可能です。 その際の出来高は、仕様書「6 業務内容等」に記載のある業務内容のうち、履行を書面により確認できたものとなります。</p>
18	<p>仕様書にある「中小企業への支援」において、Web会議システム（Zoom等）や動画教材を用いた非対面での支援を主とすることは可能でしょうか。また、対面訪問が必須となる工程（初回アセスメント等）はありますか。</p>	<p>初回面談については対面を想定していますが、企画提案内容をうけ、契約後に協議のうえ決定します。</p>
19	<p>業務効率化のため、受託者が保有する既存の健康管理システムやアプリを対象企業に利用させることは可能でしょうか。その場合、システム利用料を経費に含めることは認められますか。</p>	<p>可能です。経費に含めていただいて問題ございません。</p>
20	<p>仕様書に記載の「統括責任者」について、「市内の中小企業の経営実態を理解し、健康経営に関する知見を有する者」とありますが、その要件をどのような実績や経験として示すことが望ましいか、大阪市としての考え方があればご教示ください。</p>	<p>実績や経験の諸要件はありませんので、事業提案にてお示しください。</p>

21	<p>仕様書に記載のアンケート内容について、主に 事業満足度や取組状況の把握 を目的としたものを想定されていますでしょうか。</p> <p>それとも、従業員の健康状態や行動変容等、より踏み込んだ内容を含める想定でしょうか</p>	<p>事業の成果を確認するため、当事業の満足度の把握をすることを目的としています。アンケート内容については事業提案を受け、契約後に協議のうえ決定します。</p>
22	<p>再委託の「主たる部分」の定義について</p> <p>契約書案第16条第1項にある「主たる部分」について、本業務における具体的な定義をご教示ください。（例：全体の企画管理は受託者が行い、個別の企業支援実務（アセスメントやセミナー講師等）の大部分を専門事業者に再委託することは、「主たる部分」の再委託に該当しますか。</p>	<p>募集要項「3 契約に関する事項（5）再委託について」アに抵触しなければ、再委託可能です。</p>
23	<p>個別支援終了後においても、本事業の契約期間中は対象企業の支援に努めることとありますが、どのような継続支援を想定されていますか。また、例えば、健康講座の提供を不可とするような制約条件はございますか。</p>	<p>健康講座の提供を不可とするような制約条件はありません。継続支援については、健康経営継続にあたっての問合せ対応等を想定していますが、より良い支援方法があれば、ご提案ください。</p>
24	<p>「健康経営導入に向けた個別支援では、具体的な支援企業数の目標数が明記されていますが、本事業にご関心があり利用申込に至った企業を支援企業としてカウントすればよいでしょうか。</p>	<p>受注者が仕様書に定める支援内容を実施、完了した企業数とします。</p>
25	<p>健康経営導入に向けた個別支援および「健康経営優良法人」認定企業への健康講座の実施において、支援企業数が「〇〇以上」となっているが、上限は支援できる最大数を記載し、見積に含めることでよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

26	健康経営導入に向けた個別支援において支援開始前と支援終了後のアンケートは企業経営者や担当者を対象とすることで良いでしょうか。またその実施目的を確認したいです。	アンケートについて、対象は企業経営者・担当者を想定しています。実施目的は、事業の成果を確認するため、当事業の満足度の把握をすることとしています。アンケート内容については事業提案を受け、契約後に協議のうえ決定します。
27	健康経営導入に向けた個別支援において、支援は各企業1回限りとするがあるが、支援期間の上限はあるでしょうか。また以下支援について問題ないでしょうか。 ・令和9年度の申込受付を1月に開始し、令和9年度の健康経営優良法人の申請に向けた支援を令和9年2月より開始すること ・支援の開始と終了が年度をまたぐこと ・令和8年度に申込をしたものの、令和8年度の健康経営優良法人の申請が間に合わない判断した場合、令和9年度に向けた支援を行うこと	支援期間の上限は定めていませんが、支援を受ける企業間の公平性を期すよう心がけてください。例示いただいた支援については、いずれも問題ございません。
28	対象企業の定義と範囲について、大阪市内に本社がなくても、事業所がある企業は対象となりますか。	大阪市における「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」の増加についても成果として見込めることから、大阪市内の中小企業への支援を想定しています。より効果的な支援対象の考え方があれば、ご提案ください。
29	健康講座の実施において、必須テーマや推奨テーマはありますか。オンライン形式の実施は可能でしょうか。また、外部専門家の活用は認められていますか。	必須テーマや推奨テーマはございません。実施形式も含めご提案いただくこととなります。外部専門家の活用については、募集要項「3 契約に関する事項（5）再委託について」アをご確認ください。 なお、大阪市の健康増進に関する取組については、本市ホームページ「すこやか大阪21とは」をご参照ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018666.html

30	健康経営支援事業に係る広報媒体等の作成において、「・仕様書「6(1)ア中小企業への健康経営支援」及び「6(1)イ「健康経営優良法人」認定企業への健康講座の実施」のうち健康講座で使用する教材(紙媒体および電子媒体)を作成すること。」という記載があるが、健康講座で使用する教材は健康講座を開催する際に、支援企業に提供することは想定しているが、ホームページ等で公開することを想定していないが問題ないでしょうか。	ホームページ等で公開することは想定しておりません。
31	各健康経営支援の申し込み受付及び健康経営に関する問い合わせ業務について、健康経営に関する問い合わせ業務は「ア健康経営導入に向けた個別支援」企業を対象とすることによってよいでしょうか。	各健康経営支援の申し込み受付及び健康経営に関する問い合わせ業務については、仕様書「6 業務内容等(1)ア健康経営導入に向けた個別支援」の支援対象企業及び仕様書「6 業務内容等(1)イ「健康経営優良法人」認定企業への健康講座の実施」の支援対象企業のほか、本事業に関心のある企業への対応も想定しています。
32	本事業実施のために設置する事務局の専用の電話回線、電子メールアドレスは、事務局内に設置する問い合わせ窓口用とは分けて準備する必要がありますか。	分けて準備する必要はございません。
33	各健康経営支援の申し込み受付及び健康経営に関する問い合わせ業務で求められる専用電話回線はIP電話や大阪以外の市外局番でも問題ないでしょうか。	IP電話でも問題はございません。仕様書「14 その他」(3)のとおり業務はすべて大阪市内で実施しますので、大阪市外の局番は想定していません。
34	情報発信業務において、参加企業の紹介や好事例の発信については、いつから開始する必要がありますか。	支援開始後、一定の期間を経過しないと発信できませんので、契約後に協議のうえ決定します。

35	<p>「(2) 情報発信 イ Web広告」において、「2週間程度のWeb広告」「令和8年度については5回」等の記載がありますが、より高い広告効果が見込めると判断される場合、予算上限の範囲内で、配信期間や回数配分(例:長期配信や常時配信など)を柔軟に変更した提案を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>より高い広告効果が見込めると判断される場合は、契約金額の範囲内で、配信期間や回数配分を変更した配信方法の提案をお願いします。</p>
36	<p>Web広告の手法と個人情報保護規定について、契約書案(第6条)等の個人情報保護規定に関連し、Web広告における以下の実施は許容されますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リターゲティング配信(サイト訪問履歴等を利用した配信) ・ポータルサイトへの広告媒体各社のトラッキングコード(タグ)の埋め込み 	<p>個人情報保護の対策を講じた上で実施することは可能です。</p>
37	<p>「生成AI利用に関する特記仕様書」について、Web広告のバナー画像制作等に生成AIを利用する場合、承認プロセスは「成果物1点ごと(バナー1種類ごと)」に必要となる想定でしょうか。あるいは、包括的な承認を得ることは可能でしょうか。</p>	<p>生成AIの利用規定の範囲内で利用する場合、包括的な確認依頼で問題ございません。</p>
38	<p>特設サイトのドメインおよび運用について、新規独自ドメインの取得が必要でしょうか、あるいは大阪市公式サイト内(サブディレクトリ等)での構築を想定されていますでしょうか。また、事業終了後、当該ドメインおよびサイトデータの帰属・維持管理はどのように扱われる想定でしょうか。</p>	<p>新規独自ドメインの取得をしていただく必要があります。委託期間終了後のドメインおよびサイトデータについては、現在のところ解約を想定していますが、契約後に協議のうえ決定します。</p>
39	<p>各年度の予算上限は示されていますが、年度内での予算科目間の振替は可能でしょうか。また、年度を跨ぐ予算の繰越しは認められますか。</p>	<p>契約金額の範囲内で、費用内訳の変更は可能です。年度をまたぐ予算の繰越はできません。</p>

40	事業実施にあたり、貴市から提供される基礎データ（対象企業リスト、健康統計データ等）はありますか。	対象企業データはありませんが、健康統計データ等については一部提供可能なものもあります。
41	月次報告で求められるKPIの具体的なフォーマットはありますか。また、効果測定に使用する指標（認定率、満足度等）の目標値は設定されていますか。	フォーマットはありません。効果測定に使用する指標については、提案に含むものと考えています。
42	「主たる業務」の再委託禁止について、具体的な範囲を教えてください。例えば、専門的な健康講師の派遣は再委託可能でしょうか。	募集要項「3 契約に関する事項（5）再委託について」Aに抵触しなければ、再委託可能です。企画提案書にて体制をお示しください。
43	「類似業務」の具体例や、証明に必要な資料の形式はありますか。健康経営支援以外の自治体での健康関連事業実績は評価対象となりますか。	直接的な健康経営支援でなくても、健康講座等の健康関連事業実績については、過去の業務実績として記入いただくことは可能です。なお、類似業務を証明する資料までは求めておりません。
44	企画提案書の作成について、デザイン案の提出数に制限はありますか。企画提案書（様式1）および補足資料について、実質的なページ数の上限目安はございますでしょうか。	デザイン案の提出数、企画提案書の補足資料についてページ数の上限はありません。
45	提出書類の⑤に「直近1か年分の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は、確定申告書」とあるが、株式会社であれば決算報告書（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表）を提出することで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	仕様書：6 業務内容等（イ）支援企業数 目標社数と上限について、目標社数（令和8年度80社以上等）に達しなかった場合想定はありますか。	Q6の回答のとおりです。

47	仕様書：6 業務内容等（イ）支援企業数 目標社数（令和8年度80社以上等）の上限を設けてもよろしいですか。	目標社数以上であれば、上限の設定をいただくことは可能です。
48	仕様書：6 業務内容等（エ）支援内容等 個別支援のオンライン実施について「面接によるヒアリング」は、Web会議システム等のオンライン形式で行っても差し支えないでしょうか。	Q18の回答のとおりです。
49	仕様書 健康経営優良法人認定の申請費用は、参加企業の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	仕様書：14 その他（3） 「業務はすべて大阪市内で実施する」との記載がございますが、弊社提案内容として、ICTを活用した場所を選ばないサービスを提供することを想定しておりますがよろしいでしょうか。	サービスの一つとしてICTを活用することをご提案いただくことは可能です。ただし、仕様書「7 業務履行体制（3）事務局の設置」に記載する本事業実施のための事務局設置や対面での面談及び健康講座の実施は大阪市内で行っていただくこととなりますので、ご注意ください。
51	仕様書：6 業務内容等 イ 「健康経営優良法人」認定企業への健康講座の実施 働く人の利便性及び視聴ログ等のデータ取得を考慮し、「健康講座の実施」については現地直接開催ではなく、録画等のオンデマンド配信を想定しておりますがよろしいでしょうか。	「健康講座の実施」について、録画等のオンデマンド配信のみで実施することが、中小企業へのよりよい支援かどうかを考慮いただいたうえ、ご提案ください。

52	<p>募集要項：6 応募手続きに関する事項</p> <p>提案資料とは別に、プレゼンテーション用に企画内容をパワーポイントで作成してもよろしいでしょうか。</p>	<p>募集要項「6 応募手続き等に関する事項（1）イ提出書類」の補足資料として、作成いただくことは可能です。プレゼンテーション審査時はモニター（50型）を用意しておりますので、投影も可能です。なお、企画提案書及び補足資料、経費内訳書について、社名やロゴ等の事業者名をマスキングしたものを各9部、マスキングのないものを各1部紙資料でご提出いただくとともに、投影資料についても社名やロゴ等の事業者名をマスキングいただきますようお願いいたします。</p>
53	<p>募集要項：6 応募手続きに関する事項</p> <p>企画提案書につきまして、フォントは11ポイント以上でもよろしいですか。</p>	<p>所定様式について、フォントは11ポイントでの記載をお願いします。補足資料については、制約はありません。</p>
54	<p>業務仕様書：（2）</p> <p>大阪市による参加企業募集について広報協力や企業リストの提供はありますか。</p>	<p>本市による事業周知等の広報協力は行いますが、提供できる企業リストについてはございません。</p>